

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第85回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成30年3月23日（金）13時56分～15時29分
於・総務省 第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

新美 育文（部会長）、川瀬 昇（部会長代理）、大谷 和子、
佐藤 治正、山下 東子、吉田 裕美子 （以上6名）

第3 出席した専門委員（敬称略）

関口 博正 （以上1名）

第4 出席した関係職員等

古市電気通信事業部長、竹村事業政策課長、坂入ブロードバンド整備推進室長、藤野料金サービス課長、大塚料金サービス課企画官、大磯料金サービス課課長補佐、竹中料金サービス課課長補佐、小澤料金サービス課課長補佐

第5 議題

（1）答申事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（次世代ネットワークにおける網終端装置の増設メニューの追加）について

【諮問第3099号】

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成30年度の接続料等の改定）について

【諮問第3100号】

(2) 諒問事項

- ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成 30 年度の接続料の新設及び改定等）について【諒問第 3101 号】
- イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定について
【諒問第 3102 号】

(3) 報告事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の基礎的電気通信役務に係る効率化のための具体的方策について

- (4) 「諒問を要しない軽微な事項について」（平成 20 年 9 月 30 日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第 5 号）の一部改正について

開　　会

○新美部会長 皆様こんにちは。ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会を開催いたします。

委員 8 名中 6 名が出席されておりますので、定足数は満たしております。

議　　題

(1) 答申事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（次世代ネットワークにおける網終端装置の増設メニューの追加）について【諮問第 3099 号】

○新美部会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと存じます。

本日の議題は、答申事項 2 件、諮問事項 2 件、報告事項 1 件、それから当部会の決定事項の一部改正 1 件でございます。

非常に議題が多くございますので、できるだけ集中して、効率的に議論を進めさせていただきたいと存じます。

それでは最初の議題、答申事項 1 でございますが、諮問第 3099 号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（次世代ネットワークにおける網終端装置の増設メニューの追加）について、ご審議をお願いします。

本件は総務大臣から諮問を受け、昨年 12 月 22 日開催の当部会において審議を行い、12 月 23 日から 1 月 26 日までの間意見招請を行い、その結果を公表するとともに、1 月 31 日から 2 月 13 日までの間、第 2 回目の意見招請を実施しました。それらの結果を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行っていたところでございます。

本日は接続委員会の主査代理であります関口専門委員より、委員会での検討結

果についてご報告をいただきたいと存じます。それでは、関口さん、よろしくお願ひいたします。

○関口専門委員 ご紹介にあずかりました関口でございます。本日は、相田主査がご欠席のため、主査代理である私からご報告させていただきます。次世代ネットワークにおける網終端装置の増設メニューの追加に関する変更の認可につきまして、資料85-1をご覧いただけますでしょうか。

本件概要につきましては、66ページ以降に具体的な記載がございますが、NTT東日本・西日本の次世代ネットワークにおける網終端装置の増設メニューを追加するため、接続約款の変更を行うものでございます。本件につきましては、ただいま部会長からご紹介がございましたように、2回の意見募集が行われました。寄せられた意見を踏まえ、3月16日に接続委員会を開催いたしまして、本変更案及び提出された意見に対する考え方について検討を行い、当委員会としての考え方の整理を行いました。

当委員会といたしましては、まず1ページにございます報告書1に示しましたとおり、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適當と認められるとの報告をさせていただきます。

また、報告書2に示しましたとおり、総務省に対して、3点の項目について要望することいたしております。提出された意見及びその考え方につきましては、報告書の別添として3ページ以降に取りまとめております。その具体的な内容につきましては、総務省よりご説明いただけることですので、よろしくお願ひいたします。

○藤野料金サービス課長 料金サービス課の藤野でございます。

それでは、まず資料85-1の67ページ、68ページで簡単に本件についてご説明させていただきます。

NGNにおいてインターネットトラヒックが急増しているということを示しているのが67ページ、68ページのグラフでございます。これに対しまして、このトラヒック増加に網終端装置の増設が追いついていないのではないかというISP事業者からのご意見等もございまして、今回、NTT東日本・西日本が網終端装置を増設するメニューを追加するため、認可申請をしてきたということでご

ざいます。

68ページをご覧いただきますと、PPPoE方式と書いてございますが、そこに網終端装置がございます。左側の現行メニューにおいても増設は一定の基準で行われますが、それでは足りないような場合に、右側にある網終端装置新メニューで、接続事業者の個別の費用負担において、要望に応じて増設していただこうということで、今回、増設メニューの追加があったものでございます。

次に、これに対するご意見及びそれに対する考え方等につきまして、接続委員会でご議論いただきました内容についてご紹介させていただきます。資料85-1の3ページ目をご覧いただきたいと思います。

本変更案に関して意見招請を行いまして、27者の方々からご意見がございましたが、これを14の項目に分類して整理してございまして、まず、14項目のうちの最初の意見1、再意見1、考え方1からご紹介させていただきます。

3ページでございます。冒頭に要約が書いてございますが、左側の意見1をご覧いただきますと、これはソフトバンク等からのご意見でございます。改正案自体には賛同するが、NTT東日本・西日本がもともと設定している現行の増設基準の見直しこそが、本来の対応としてあるべきではないかというようなご意見でございます。

これに対しまして再意見1の(2)、これはNTT東日本・西日本のご意見でございますけれども、引き続き現行の増設基準の見直し等に向けて検討していくますというふうなご意見がございます。

これに対する考え方1でございますけれども、4ページをご覧いただきたいと思います。一番右側の欄でございます。まず、本件申請に係る網終端装置メニューの追加についての意義を書いてございまして、より多様なサービスの円滑な提供につながることが期待されると評価してございます。それに続きまして、次の2つ目の丸でございますけれども、ただ、本件追加メニューの有無如何に関わらず、本件追加メニューによらない現行メニューによるトラヒック増加の対応についても検討が行われ、適切な増設基準を設ける必要があると述べてございます。もう少し具体的な内容に関して、考え方2にありますので、そちらを参照となつてございます。

考え方2の関係は9ページからでございます。これも意見2、再意見2に対応

したものでございます。左側の意見2をご覧いただきますと、これはJAIPA等からいただいたご意見でございます。現行メニューの増設基準を早急に変更すべきだというご意見でございます。

そして再意見2の(1)がNTT東日本・西日本からのご意見でございますけれども、現行メニューの増設基準の見直し、それから新たなメニューの提供の実施に向けて検討していくということが述べられております。

これに対する考え方2は10ページからです。最初の丸の7行目からですが、本件追加メニューが適用されない場合であっても、つまり、現行のメニューでも、網終端装置の増設については、現在のトラヒックの急増の中、これに対して円滑なインターネット接続が可能であるようにする見地から行われるべきであるということを述べてございます。

これに関して、本年2月26日に総務省から行政指導文書を出してございまして、これに関する要約を次の丸で説明してございます。これについては、次の11ページに渡りますけれども、省令の改正について紹介した後、増設基準の基本的事項を円滑なインターネット接続を可能とする見地から定め、実施されるよう求めていると述べてございます。続きまして丸の3つ目でございます。こちらの文書への対応については、下から7行目あたりからご覧いただきたいと思います。接続約款の記載に基づく増設基準の設定に当たって、円滑なインターネット接続を可能とする見地から、どのように関係者の意見・要望を参考にし、また結果としてどのような考え方で基準を設置するのか、十分丁寧な説明をして対応する必要があるという内容にしてございます。

続きまして、28ページまで飛んでいただきたいと思います。こちらは意見3、再意見3、考え方3でございます。また左側からご覧いただきたいと思いますけれども、JAIPAとISP各社からのご意見でございます。本件追加メニューについて、情報の提供があまりよくなかったのではないかというご意見でございます。要約で言うと4行目からでございますけれども、一部のISPからは経緯の不透明感が問題として投げかけられているとなっています。それから意見3の③をご覧いただきますと、本件追加メニューは大きな投資が必要な案件であるにもかかわらず、突然メールで周知され、検討の時間が十分になかったという旨のご意見がございました。

これに対しまして、再意見3をご覧いただきますと、（6）のNTT東日本・西日本からのご意見でございますが、今回の指摘を踏まえて、NTT東日本・西日本としても丁寧な情報提供を行っていくというご意見をいただいてございます。

考え方でございますけれども、29ページの最初からになりますが、右側の欄をご覧いただきたいと思います。NTT東日本・西日本においては、これまでも情報開示について自主的な改善の取り組みが行われているということで、そこは一定の評価がされていいのではないかとしてございます。その真ん中から、接続事業者の役務の提供状況に大きく関わる接続料及び接続条件の設定変更については、十分な時間的配慮を持って関係事業者等へ説明会を開催し、それにより寄せられた関係事業者の意見・要望についても十分な検討を行った上で、必要な対応を行っていくべきではないかとしてございます。この旨を総務省からNTT東日本・西日本に求めるというふうな要望をいただくような形の考え方になってございます。

接続料等に関する説明会に関しましては、平成13年に説明会の開催等を要請したことがございまして、その際には、こういった意見募集に対する意見提出に向けた意見形成のために説明会等を設けるというようなことでございましたけれども、今回はもっと一般的な形で、それから時間的配慮等を求めるといった内容で要請していくべきかと考えてございます。

続きまして、33ページをご覧いただきたいと思います。意見4でございますけれども、これはEdiNet等からのご意見でございます。本件追加メニューはフレッツサービス上も別のサービスとしという言い方をしていますが、4行目からご覧いただきますと、別々のISP識別子により接続するようにすべきと言っております。要するに今回の追加メニューと既存メニューでそれぞれ別々にサービス提供料を設定するようにしてほしいというようなご意見でございます。

これに対しまして再意見4の（1）でございますが、NTT東日本・西日本からは、複数の識別子を利用可能とするという再意見をいただいてございます。

考え方4でございますけれども、34ページの右側の欄をご覧いただきたいと思います。こういった別途の識別子によってサービスの提供ができるようになることは、インターネット接続サービスの提供の自由度を高めるものということで評価できると最初の丸で述べてございます。これに関しては、費用負担のあり方、

料金設定の分担のあり方についても I S P 事業者からご意見がございまして、小売料金設定を全て I S P 側でできないかという意見もございましたので、それに答えるような形で 2 つ目の丸を書いてございます。各事業者の小売料金設定の範囲をどのように設定するかは、一次的には事業者間協議で決定されるものであると述べていますけれども、下から 6 行目でございますが、本件追加メニューに伴う設定方法が、利用者利益や公正競争を阻害することがないかは注視していく必要があるというふうなまとめ方をしてございます。

続きまして 37 ページの意見 5 でございます。 E d i t N e t 等から、今回の追加メニューについて網改造料として認可申請されていますが、この点について、網改造料ではなく網使用料で再申請すべきではないかというご意見がございました。

再意見 5 の (1) でございますけれども、これに対して N T T 東日本・西日本が反論しています。接続事業者の個別の要望に基づいて個別占有的に利用される装置なので、網改造料として個別負担するのが適当ではないかというご意見でございます。

これに対する考え方 5 ですが、次の 38 ページの初めのところからご覧いただきたいと思います。最初のところ、今回の追加メニューがどうして網改造料、要するに接続事業者の個別負担によるのかというところからですけれども、本件追加メニューは、この追加メニューの適用がない場合でも、現行のメニューにおいて円滑なインターネット接続の見地から適切な対処が行われることが前提で、 I S P がオプションとして、追加的、個別占有的に設備を増強する必要がある場合に適用されるメニューであるということで、網改造料の扱いになっていると考えられるというふうにまとめています。

したがって、この逆の場合はそうではなくなるかもしれないということで、万一この前提、仮に円滑なインターネット接続という前提が将来崩れることがあつて、オプションのはずの追加メニューが、事実上多くの接続事業者にとって必要になるということになれば、見直しが必要になる可能性があると述べてございます。

続きまして 40 ページをご覧いただきたいと思います。意見 6 ですけれども、これは今回、新しく追加メニューを使ってみた後、結局、もとのメニューで条件

が改善されて、そこに戻りたくなるかもしれないという場合、それが円滑にできるようにしてほしいというご意見でございます。これはISP事業者からのご意見でございます。

これに対する考え方6でございます。41ページの3つ目の丸からご覧いただきたいと思います。現行メニューでの対応の方向性、これから増設の基準がどうなってくるか等が早期に明らかになることが必要であるということで、NTT東日本・西日本からは、総務省に対して現行メニューに関する検討状況を報告した後速やかにこの内容を各事業者・団体に説明していく旨の周知、表明が前向きに既になされているとしてございます。したがって、総務省においては、こういったものが着実に実現できるように、必要に応じ対応することが適当ではないかということで、総務省にご要望いただくようなまとめ方になってございます。

続きまして、42ページをご覧いただきたいと思います。意見7でございます。これはEditNetあるいはJAIPA等の皆様からのご意見でございます。本件追加メニューに似たようなメニューが、料金は違うわけですけれども、一部の事業者に対して卸役務として提示されていたということで、ほかのISPにはそういう提示はなかったという意味だと思いますけれども、これが公平性等の点で問題があるというご意見でございます。

これに対してNTT西日本からのご意見を再意見7の（1）に書いてございますけれども、卸役務というのは相対契約が認められているものであることもあって、広く周知を行っていないかった部分はあります、ただ、今後、利用を希望される事業者には同じように情報提供していきますという旨のご説明がありました。

考え方7でございますけれども、42ページ一番下から続いていきますが、卸役務の提供、確かにこれは相対の提供条件の提示も排除はされていないけれども、不当な差別的な取扱い等は禁止されているということを指摘してございます。そして2つ目の丸、卸役務による自由増設メニューについて、NTT西日本において、既に周知の改善に向けた取り組みが行われているということですけれども、ただ、今後同じような事態が起こらないように、適切な情報開示は行われるよう求めていく必要があるのではないかということで、総務省にご要望いただくような考え方というふうにまとめていただいてございます。

続きまして、45ページをご覧いただきたいと思いますが、意見8でございま

す。こちらはISPの皆様から総務省に対してお叱りをいただいているようなご意見でございます。今回のような問題への対応等、適切性・公平性・透明性を持って運用すべく、総務省においては強い指導をするべきではないかというご意見でございます。

これに対する考え方ですけれども、46ページの右側でございますが、総務省において適正性・公平性・透明性を持って運用されるように注視し、必要に応じて対応を行っていくべきであるという考え方になってございます。

今度は47ページをご覧いただきたいと思いますけれども、意見9でございます。JAPIA等からのご意見でございますが、現在、卸サービスで提供されているのと同じような接続メニューを整備して、公正競争を実現すべきだということで、分岐端末回線ごとの料金設定を自らできるような形にしてほしいというご意見かと思います。

再意見9でございますが、NTT東日本・西日本からのご意見です。この要望が実現したとしても幅そうの問題が解決されるものではないということ、それから、このような接続の実施は設備構築事業者の投資インセンティブを削ぐことになるという反論のご意見でございます。

これに対する考え方、48ページでございますけれども、NTT東日本・西日本がにわかに投資インセンティブを損なうと主張していることは、結論は述べているけれども、根拠がよくわからないということで、そこは言えないけれども、ただ、NTT東日本・西日本においては、要望があれば十分な協議を行うことが必要であり、それから、総務省においては、必要に応じてそのフォローアップを行っていく必要があるのではないかというまとめ方をしていただいてございます。

続きまして、51ページをご覧いただきたいと思います。意見10でございます。ISP事業者からのご意見が出てございますけれども、設備の管理部門である相互接続推進部が、この設備増設の要望に対して、費用がかかるからという理由でこれを断っている、それは利用部門を代弁してしまっておかしいのではないかというご意見でございます。

これに対しまして再意見10、NTT東日本・西日本からのご意見ですが、これは別に管理部門が利用部門を優遇していることにはならないということで反論してございます。

これについて51ページの右側、考え方10でございますけれども、設備の増設は合理的に行われるべきだということですが、ただ、およそ費用負担が発生するからといって、一律に否定することではないのではないかと言っているような内容になってございます。費用負担の役割分担として議論があれば、まずよく協議をやって、解決していくべきではないかというまとめ方をしていただいてございます。

続きまして意見11、今度は53ページをご覧いただきたいと思います。こちらはISP各社から出ているご意見でございますけれども、現行メニューにおいても増設をする際の対応があったわけですが、そのときにC型と呼ばれているメニューとC-20型と呼ばれているメニューがあって、それぞれ料金が違っている、しかしながら、メニューは違うけれどもやっている設備は同じなので、料金が変わっているのはおかしいのではないかというご意見でございます。

再意見11、NTT東日本・西日本からですけれども、直接の反論があるわけではございませんが、特にこれはISPへの負担つけ回しとか、あるいは何か肩代わりさせることを意図したのではありませんというご意見がございます。

これに対する考え方11でございますけれども、ある程度事実関係を踏まえたまとめ方をしてございます。最初の丸でございますが、NTT東日本において、C型、C-20型等の呼び名で接続事業者向けに周知して提供しているメニューがあり、その請求金額が接続約款で設定されている網改造料の「IP通信網終端装置に協定事業者との接続（略）のためのインターフェースを付与する機能」という機能であると説明していますという事実関係を述べてございます。ところが、これについて確認を行った結果、C型とC-20型、確かに接続料としては異なる額が設定されていますが、対応する設備は種類としても同じ、それからISP側で負担することになるインターフェース部分についても技術的仕様も含めて同一であるということで、これは増設する、つまりC型、C-20型を使う前のセッション数の如何によって、金額を変えていることがわかったということが書いてございます。

次の丸ですが、これが接続約款の規定に照らして、合っているのかどうかということです。これについて、総務省においてNTT東日本の考え方を確認して検証を行い、必要な措置を講じてほしいというご注文をいただくようになってござ

います。これに関しましては、こういったご議論があることがわかりましたので、総務省でも昨日3月22日付で、NTT東日本にこれについての考え方についてお伺いする文書を出してございます。NTT東日本からは4月5日までに見解を提出していただくとなってございますので、総務省でもこれを受けた対応を進めていきたいと思ってございます。

続きまして、56ページをご覧いただきたいと思います。次は意見12でございますが、網終端装置について、あるビルで設置されているものを違うビルに移動できるようにして、この設備の有効活用ができるようにできないかというアルテリア・ネットワークスからのご意見でございます。NTT東日本・西日本からは、これについては適切な費用負担等を前提に検討を行いましょうというご意見でございます。

考え方12ですけれども、こういったご意見などの要望に応じて、そして技術的・経済的に必要な検討をやった上で、効率的な設備運営に向けた対応を行う必要があるという考え方になってございます。

あとは意見が2項目ございます。意見13ですけれども、これは工事の関係です。NTT東日本・西日本が行う工事について、期間が長い等の問題があるのでないか、検証が必要であるというご意見が出てございます。これにつきましては、網終端装置の納期短縮についての検討が必要だというソフトバンクからのご意見がございます。

これについて考え方13ですけれども、こういった接続事業者・関連団体の要望に応じて短縮化に向けた検証が必要であろうということで、網終端装置の設置に要する期間は、接続約款上、標準的期間が現在1年となってございますので、それが長過ぎないか等といったことについて総務省においてもフォローアップしていく必要があるということで、総務省でも検討してまいりたいと思います。

続いて意見14、57ページの真ん中からでございます。総務省に対してまたお叱りをいただいているものでございますが、ここまで異常な事態を放置していたということで行政には大きな責任・原因があるということで、対応を改めてくださいというようなご意見でございます。

考え方14です。総務省にこういうご注文をいただくようになってございまして、57ページから58ページにかけて、いろいろな状況を注視して、その対応

を適切かつ迅速に行う必要があるというご注文をいただくような内容となってございます。

長くなりましたが、以上14項目についてご説明させていただきました。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○新美部会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

佐藤さん、お願ひします。

○佐藤委員 前半の幅そうの問題に関して、質問が2つあります。まず何が問題かというと、トラヒックが増えている中、NTTの現行の増設基準では十分な投資ができず、幅そうが起こって、ユーザーからのクレームが増えてきているということ。その議論は何回もしていますが、実態としてどのくらい実効速度が落ちているのかとか、数字的に把握していないので、あるいは総務省としてこういう製作対応をしたから実効速度が改善されているとか、政策の効果を見ていきたいということもあり、関連データがあれば示していただければと思います。

もうひとつの質問は、幅そうが起こるのは需要と供給と両方の要因があり、今回、供給側で、設備ということで議論してきましたけれども、よく聞く話で言えば、マイクロソフトがアップデートするときにネットワークが非常に混んで、お客様に迷惑が生じる等、需要側の問題もある。需要側の問題に関してはなかなか指導しにくいと考えますが、需要側の要因で混雑とか、ネットワークユーザーに影響を与えるようなことが起こり得る場合、総務省は何か対応することが可能ですか。

○新美部会長 この点、よろしくお願ひします。

○藤野料金サービス課長 まず1点目でございますけれども、どういったデータが取れるかを含めて検討して、お示しするような形を考えたいと思います。

それから、2つ目ですけれども、おっしゃるように、供給側についていろいろな対応をお願いするということはあると思うのですが、需要側を止めてほしいとか何とか言うのはなかなか難しいところではあるので、どういったものが可能なのかというのは、検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○新美部会長 よろしいでしょうか。ほかにご質問、ご意見はございませんでした

ようか。大谷さん、お願ひします。

○大谷委員 ありがとうございます。ご意見で言いますと、意見11で、資料の53ページからになりますが、同じ機器でありながら金額が異なるというものは、一般に想定できるものなのか、ほかの事例もあるのかといったことについて、まず教えていただきたいと思います。

そして、2点目の質問なのですが、C型とC-20型というのは、今、接続約款は、どのように規定されているのか、現状このまま接続約款について判断しても差し支えないものなのかを教えていただければと思います。

○新美部会長 総務省からよろしくお願ひします。

○藤野料金サービス課長 基本的にコスト以上の負担を求める形になつているのが接続だと思いますので、同じ設備で金額が規定によって異なるというのは思いつかないかなと思います。接続約款との関係でございますけれども、基本的な考え方というか、数式が書いてある形でございまして、それに従って額が出てくるというものなので、当てはめの話であると思います。したがって、例えばこの場合で言うと、ISPが負担するインターフェース部分は網終端装置のどれくらいを占有していますかという割合があるかと思いますけれども、これについて負担してくださいとなっていますので、同じ種類の設備で占有率が変わることがあるのかどうか、なければ金額は同じように出てくるかなという感じはいたします。

○藤野料金サービス課長 よろしいでしょうか。

○大谷委員 ありがとうございます。

○新美部会長 ほかにありますか。

○関口専門委員 接続委員会のときの議論では、同じ機械でありますが、54ページに書いてありますように、セッション数をC型は8,000を閾値にしていたのに対して、C-20は2,000で閾値を低くして、早いタイミングで増設できるようにしたわけです。その結果何が起きているかというと、C型のところで1セッション当たりの帯域幅が大きくなっている。ですから、接続事業者にとってみるとインターネットのスピードは確実に早くなるということですね。ですから、そういう効用が上がるということに対する値段に差をつけると、私は理解したという議論をいたしました。そこはおそらく4月5日までにNTT東日本か

ら見解を出すようにという総務省からの要請に応える形で、その見解もあって総務省が判断いただくということでよろしいかと思います。

○大谷委員 ありがとうございます。

○新美部会長 ほかにご質問、ご意見はございませんでしょうか。

○藤野料金サービス課長 今のところですが、このセッション数は、もとのC型が8000セッション、2000セッション行くと次のC型が来るということで、その後の方のC型については丸々負担なんです。というふうなことなので、増設したものでこのセッション数が使われるという意味ではないということのようす。

○新美部会長 よろしいでしょうか。

○大谷委員 はい。

○新美部会長 ほかにご質問、ご意見はございませんでしょうか。

他に意見等がございませんようでしたら、諮問の第3099号につきましては、お手元の答申案のとおりに答申したいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新美部会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

・それでは、案のとおり答申することにいたします。なお、総務省におきましては、答申を踏まえ、速やかに対応を行っていただくようお願い申し上げます。よろしくお願いします。

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成30年度の接続料等の改定）について【諮問第3100号】

○新美部会長 それでは、続きまして諮問第3100号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成30年度の接続料等の改定）について、ご審議をお願いいたします。

本件は、総務大臣から諮問を受け、本年2月9日開催の当部会において審議を行い、2月10日から3月11日までの間意見招請を行い、その結果を踏まえて、

接続委員会において調査・検討を行っていただきました。これも接続委員会の主査代理であります関口専門委員から、委員会での検討結果についてご報告をお願いしたいと思います。

それでは、関口さん、よろしくお願ひします。

○関口専門委員 関口でございます。これもNTT東西の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可ですが、今回は長期増分費用方式に基づく平成30年度の接続料の改定につきましての事案でございます。接続委員会における調査・検討の結果について、資料85-2を用いて、説明させていただきます。

本件概要につきましては、6ページ以降に具体的な記載がございますが、長期増分費用方式によって算定される接続費用につきまして、今般、最新の入力値によって算定されました平成30年度の接続料を設定するため、接続約款の変更を行うものでございます。

本件につきまして、ただいま部会長からご紹介がございましたように、2月10日から3月11日の間、意見募集が行われました。寄せられた意見を踏まえ、3月16日に開催いたしました接続委員会におきまして、本変更案及び提出された意見に対する考え方について検討を行い、当委員会としての考え方の整理を行いました。当委員会といたしましては、1ページにございます報告書1に示しましたとおり、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適當と認められるとのご報告をさせていただきます。

なお、提出された意見及びその考え方につきましては、報告書の別添として2ページ以降に取りまとめております。具体的な内容につきましては、総務省よりご説明いただけるということですので、よろしくお願ひします。

○新美部会長 それでは、お願ひします。

○大塚料金サービス課企画官 料金サービス課の大塚でございます。それでは、ご説明させていただきます。お手元の資料85-2の2ページの表をご覧いただければと存じます。

大きく申しますと、2つのご意見を頂いております。まず意見1でございますが、今回、平成30年度接続料のうち報酬額。報酬額といいますのは、電気通信設備を設置管理・運営する上で必要な資本コスト、基本的に利払い等でございま

す。この報酬額の算定においてリスクフリーレートを0.00で見込んでございますが、平成28年度の「リスクの低い金融商品の平均金利」、具体的には、国債10年ものの平均金利をそのまま適用すべきというご意見でございます。

これに対する考え方でございますが、右の考え方の欄をご覧いただければ存じます。基本的に接続料の自己資本利益率の算定に当たって用いるリスクフリーレートについては、これを指定電気通信設備の投資に対する機会費用として捉え、国債10年ものの平均金利を用いることをうたってございます。その上で、リスクフリーレートがマイナスとなる場合につきましては、次の2点からリスクフリーレートを0.00と設定することが許容されるのではないかと考えてございます。

具体的には、①、②にございますとおり、指定電気通信設備への投資に対する機会費用をマイナスの金額で見込むことになること。それから、期待利回りがマイナスのものへの投資という想定しにくい投資家行動を想定すること。以上の理由によりまして、リスクフリーレートを0.00に設定することは許容されるものとまとめてございます。

次に同じ2ページ、表の下段、意見2でございます。今回諮問させていただいた平成30年度の接続料について、PSTNのトラヒックの減少に伴い、PSTNの接続料は上昇傾向にある。今後のPSTNからIP網への移行や、固定電話市場におけるIP化の進行を踏まえれば、早期にIP-LRICを導入すべきというご意見でございます。

これに対する考え方でございますが、次の3ページをご覧いただければ存じます。平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方につきましては、昨年11月に総務大臣から情報通信審議会に諮問を行ってございます。現在、同審議会におきまして、PSTNからIP網への移行を踏まえた議論を行っていただいているところでございまして、IP-LRICモデルの採否については、これを踏まえて決められるものとまとめてございます。

事務局からは以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○新美部会長 ご説明ありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

吉田さん。

○吉田委員 意見として、まず利用者としては、この接続料が上がっていくとい

うことは、通話料金が上がることになってしまうのではないかと思います。通話料が上がらないためには、私としても早目にこのIPモデルがぜひ導入されいくことを希望していきたいと思います。

○新美部会長 ありがとうございます。今の点について、総務省から何かコメントはございますか。

○大塚料金サービス課企画官 ありがとうございます。ただ今申し上げましたとおり、平成31年度以降の接続料の在り方について、情報通信審議会でご検討いただいているところでございますが、ご指摘いただきました消費者への影響という点も踏まえまして、今後、ご審議いただくことを考えてございます。

以上でございます。

○新美部会長 ありがとうございます。ご要望をきっちり受けとめて検討していくということでございます。

ほかにご質問、ご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

他にご意見等ございませんようですので、諮問第3100号につきましては、お手元にあります答申案のとおり答申したいと存じますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新美部会長 ありがとうございます。

それでは、案のとおり答申することといたします。

以上で答申事項の審議は終了いたしました。ここにて関口専門委員は、退席されます。どうもありがとうございました。

(2) 諒問事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成30年度の接続料の新設及び改定等）について【諮問第3101号】

○新美部会長 それでは、続きまして、諮問案件に入りたいと思います。諮問第3101号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成30年度の接続料の新設及び改定等）について、総務省からご説明をお願いいたします。

○藤野料金サービス課長 料金サービス課の藤野でございます。資料85-3でご説明させていただきたいと思います。こちらは先ほどご答申いただきましたR I Cの方式に基づかないものとして、平成30年度の接続料として適用されるものについて、N T T東日本・西日本から申請があったものでございます。

資料をめくっていただきまして、パワーポイントで認可申請の概要ということでまとめているものがございます。通しの2ページからでございますけれども、こちらをご覧いただきたいと思います。

表紙をめくっていただきまして、最初の3ページのところです。こちらで全体像をご紹介しておりますが、3月16日に申請があつて、認可後、平成30年4月1日から適用されるとして申請があつたものでございます。

内容について、5ページからご覧いただきたいと思います。接続料はいろいろな種類がございますけれども、まずはメタルのアクセス回線によるドライカッパの接続料でございます。昨年度、上昇があつたものですけれども、これについて引き続き需要の減少等の影響があつて、費用としては上がる傾向にあるわけですが、ただ今回、償却方法を定率法から定額法に変更した、あるいは経営効率化を行つた等によって、金額の上昇が抑えられるような形で申請があつたものでございます。

次は6ページをご覧いただきたいと思いますけれども、加入光ファイバの接続料でございます。こちらは平成28年度から平成31年度の4年間分について既に認可が行われてございますけれども、ただ、実績値との関係で金額が変わつているものについて変更の申請があつたものでございます。具体的にご覧いただきますと、グラフにありますように平成30年のところですが、シングルスター方式、シェアドアクセス方式について金額が若干変わつてあるものがあるということと、こちらについて申請があつたものでございます。

7ページから、今度はN G Nのコア網の関係をご紹介したいと思います。今回、制度見直しで、図がありますけれども、左側が平成29年度までのもの、右側が制度変更を受けた平成30年度以降のものでございますが、接続料の単位が変わってございます。これまでご覧のようにI G S接続機能、中継局接続機能というふうに、縦に垂直に分けた形で設定されていましたが、今般から、右側でご覧いただけますように、水平な形で設備と対応する形で設定するようになつてご

ざいます。

そうして申請されたものが8ページの表にあるものでございます。正直これだけを見て、あ、こうなったのかというのがわかる感じはあまりしないと思うので、平成29年度の接続料の設定方法に合わせた設備の組み合わせによって比較しているものが、次のページにございますので、9ページをご覧いただきたいと思います。

平成29年度までは帯域換算係数という考え方で、費用を特定の機能にコストを寄せた形で設定されたものがございました。今回は廃止したということで、それによって接続料の額もいろいろ変わっています。この影響を受けたところでは、一番下のピンクの表ですけれども、IGS接続の金額が下がっています。それから一番下ですけれども、一般中継系ルータ交換伝送機能が比率的にはかなり劇的に下がっていることがご覧いただけるかと思います。逆に収容局接続、中継局接続、これはNTT東日本・西日本のみが実態としては使っているのですが、こちらが幾らか上がっているということで、コストを寄せていたのを直した分、そういった金額の変動がございます。

このほかに真ん中ですが、優先パケット識別機能といって、収容局のルータのところでこれが優先パケットかどうかを識別する機能がございますけれども、これについては若干上がってございます。こちらの原因としては、電話の縮退によって、D70と言われる収容局の交換機を撤去していたということから、電話網とIP網で共用している設備の寄せ方がIP網側に移ってしまったというので、その影響で金額がある程度上がっているというものがございます。

これが接続料の主なところでございますけれども、このほかに接続に関する手続等が変わったものがございますので、10ページからご紹介させていただきます。

最初は10ページでございますが、先ほど答申をいただいた事項と関連するのですけれども、インターネット接続のトラヒック増加への対応のために、閑門系ルータの増設基準について、考え方というのを約款上示すことが省令改正で決まったので、これを受けた約款変更が申請されてございます。これにつきましては増設基準について円滑なインターネット接続を可能とする見地から定めるということで、具体的な内容を接続事業者にご覧いただけるようにホームページ上で開

示していきますということが約款案に示されてございます。

続きまして、11ページをご覧いただきたいと思います。こちらは、NGNの大きな特徴であるトラヒックに優先順位をつけるという機能が接続事業者でも使えるようになるということを受けて、優先パケットのネットワーク管理について、約款上、方針を決めることになったものでございます。これは、下に図が書いてございますけれども、優先的に流れるものとそうではないベストエフォートとして流れるものが差別化されるということですが、当然のことながら優先パケットばかりが流れると、優先にした意味がなくなってしまうわけです。ですので、一定の方針を決めましょうということでございます。

上をご覧いただきますと、約款で定めることとなったという省令改正の内容を書いてございます。ここではNTT東日本・西日本においてネットワーク管理方針を定めていただくのですが、ネットワーク管理方針を満たす要件として、まず、通信の秘密を確保すること、次に、利用者、事業者による不当な差別的取り扱いを行わないこと、それから、コンテンツやアプリケーション等の通信の内容によってトラヒックを不当に差別的に取り扱わないことと書いてございますが、これを受けて、今般申請があった接続約款の変更案でも、こういった事項が書かれてございます。

これ以外にさらに具体的な事項として、右下のところです。具体的な基準が書いてございますけれども、優先パケットの利用帯域に上限をつけるということを約款上書いてございます。内容としては（1）にございますが、例えば音声通信、ご家庭や集合住宅について使っていただくときには4Mbpsを上限とします。あるいは事業所ですと、12Mbpsを上限とします、といった条件が書いてございます。

それから（2）は難しいのですが、設定パターンというのがあります。ある事業者が今のような上限についてどういう組み合わせでパターンを設定するかというものを26パターンまでNGN全体で設定できるようにしていますということを書いてございます。上限と書いてございますけれども、とりあえず今回はこのように決めるということで、これに満たないような条件で接続したいということがあれば、それが実現可能かを個別的にNTT東日本・西日本側で判断して、1カ月内にご回答するという手続もあわせて明示的に規定されてございます。

それから、こういったネットワーク管理方針については、今後いろいろな変動も考えられると思いますので、後ほど事務局からお諮りしますが、こういった上限をさらに緩めるような約款変更をするときには、迅速に対応できるようにこの審議会に諮問する必要のない軽微な事項として扱うこととするということをお願いしようと思ってございます。

続きまして、12ページをご覧いただきたいと思います。こちらも手続関係が主でございますけれども、まず③をご覧いただきますと、県間通信用設備に関するものです。N G Nとの接続をする場合に、かなり頻繁に県間通信用の伝送路、これは指定電気通信設備に当たらない設備ですけれども、この設備と接続することになるということで、その場合の県間通信用設備については手続を指定設備とそろえましょうということになってございまして、これを受けた約款変更案を書いてございます。

それから④について、4年前ルールと言っていますが、メタルの回線を撤去して光ファイバに変えていくというときに、原則として4年前に関係事業者に情報提供すべきというルールで、従来、これは行政指導で行っていたのですが、行政指導ではD S Lを念頭に置いていたので、情報開示するのはD S L事業者に対してとなっていました。ドライカッパというのは実際には直収電話等いろいろなサービスで使われますので、そうしたものに一般化するような形で改めるということになっているものでございます。

それから、⑤はコロケーションに関するもので、接続事業者が接続のためにN T T東日本・西日本ビル内に設備を置かせてもらうコロケーションという手続がございますけれども、これは実際に置くスペースがなくなってしまった場合も起こり得るわけです。その場合に、N T T東日本・西日本で留保していたラック内に実際には空きがある場合であれば、これを接続事業者にも使っていただいて、N T T東日本・西日本で預かり保守を行うという手続を新たに規定することにいたしました。これについても認可申請がございました。

それから⑥のコロケーションの配分上限量の緩和とございますが、これは従来、コロケーションのスペースを配分していくときに、特定の事業者に集中してしまって、なかなかコロケーションが使えなくなってしまったことがございましたので、コロケーションスペースの空きが少なくなった場合には、要望があったとき

に全部渡してしまうのではなくて、上限量を決めた上で配分するということで運用してございます。けれども、これをもう少し緩和できないかというご要望があり、NTT東日本・西日本と関係事業者で話し合った結果、若干緩めてもいいだろうということで、それを緩和した条件について、今回認可申請があったものでございます。

続きまして、13ページをご覧いただきたいと思います。これはインターネット接続に使うパターンとして、IPoE接続と言われているものがございますけれども、これに使える閥門系ルータの接続料の扱いについての変更でございます。原則として従来、網改造料として接続事業者側の個別負担となっていたものを網使用料に変更しようとなったわけでございますけれども、これに関して①から④の事項が書いてございます。

①をご覧いただきますと、まず1つは料金額の絶対額をできるだけ支払いの見通しがつけやすいように、概算の総額を出してほしい、明らかにしてほしいということで、その時点、4月1日時点での総額を約款に明記するとしたものでございます。この際にPOIの増設をこれから見込んでいるということで、これまで東京、大阪であったものについて追加して、埼玉、千葉、神奈川、兵庫等についてもこれを適用する形になってございます。

それから、②でございますけれども、概算額が変動した場合、変動後の総額をホームページでわかるようにしましょうということで、これも接続事業者の支払いの見通しをつけるためのものでございます。

ただいまの点は、総額の話でしたが、今度は単金でございます。単金についてもホームページで見通しを見られるようにしましょうというのが③でございます。

それから、④は経過措置でございます。従来、網改造料となっていましたので、実際にこの設備を使わなくなった場合でも、その事業者は撤去にかかる費用も含めて、全額負担しなくてはいけないとなっていて、これが急激に変化すると、現在の費用負担をしている方々の費用変動にかかわるということで、当面の間、従来のやり方を認めましょうという形になってございます。

⑤をご覧いただきたいと思いますが、IPoE接続に関しましては、接続上の手続についていろいろな制約がございました。これを変更しようというものでございますけれども、例えば1つ、最初のポツでございますが、接続事業者を16

者までに限定していて、これ以上は接続拒否できると書いてあったわけでござりますけれども、これを撤廃いたしまして、接続が可能かどうかという協議に応じるような手続が設けられることになりました。

それから、2つ目のポツですけれども、I P O E 接続を行っているV N E 事業者の関係でございます。これについて、V N E 事業者からさらにI S P 事業者に接続というのが円滑に行われるようになることで、V N E 事業者において、接続のための手続やその窓口等について整備・公表していただくという旨を約款に規定することになってございます。

以上が接続約款の変更の内容でございますけれども、これに合わせて接続料に関してスタックテストと呼ばれる検証が行われてございますので、ご紹介したいと思います。14ページをご覧いただきたいと思いますが、従来の方法を今回改めまして、新たな指針に基づいてやったものでございます。基本的な内容は上、緑のところに書いてございますけれども、接続料と小売料金の差が20%分あるかないか、それから、もっと小分けにしたメニューにおいては、接続料と小売料金に逆転がないかを検証すると。検証して不適合だということがあった場合には、
· 不当な競争性があるかどうかということを次に見るというふうな順番で検証する
ものでございます。

検証結果でございますけれども、15ページ、16ページに表でまとめてございます。いろいろなメニューごとにこれが適合したかどうかを見ています。今般の確認に当たりましては、特に光回線について分岐端末回線の扱いについて方法を見直しています。従来は分岐端末回線の収容比率、あるいは稼働比率と呼んでいいと思いますが、N T T 東日本・西日本で設定した目標値を入れて、それによってスタックテストの検証を行っておりました。これに代えて、今回はより実態に合うものということで、この比率を実績から見た予測値に変更してございます。

そういう形で見直した結果、○×と書いてございますけれども、スタックテストはほとんどクリアということで○となってございますが、1つ×がございました。これはフレッツA D S L の関係でございます。こちらについてスタックテストで不適合となったけれども、これについて不当な競争を引き起こすおそれはないかということで、N T T 西日本からご報告をいただいている。それを拝見した限りでは、確かに不当な競争を引き起こすものではないのではないか、起こ

すものとは認められないということではないかと見てございます。これにつきましては、フレッツADSLで使っているネットワークが地域IP網と呼ばれているもので、この接続料負担が大宗を占めているということでございますが、これについては、別の資料をご用意しています。

この資料の補足資料となつていて、そちらに確認結果をまとめてございます。一番後ろです。縦にした紙がございます。接続料と利用者料金の関係に関する確認の結果と書いた紙がございます。こちらの検証結果で、2番の結果、フレッツADSL以外は大丈夫でしたと最初に書いてあって、その後なお書きで、NTT西日本のフレッツADSLについて書いてございます。これについては振替接続料の8割を占めるのが、地域IP網の関係の料金水準が急激に上がったことによるものですということなのですが、この地域IP網については、一貫して17年間にわたって、NTT西日本自身のみが使って來たものであると。これについては、ほかの事業者は自分の設備を使ってくることで足りていたということと、地域IP網自体がこれからはもうNGNで代替していくものだということで、不当な競争を引き起こすと言えるものではないのではないかということでございます。こちらは今、私が口頭で申し上げた旨を追加する形で訂正して、また後で差し替えさせていただきたいと思います。

長くなりましたが、今回の認可申請に関しては以上でございます。

○新美部会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。佐藤さん、お願いします。

○佐藤委員 一番初めのドライカッパと加入光の接続料に関してですが、ブロードバンドの普及という意味では、ドライカッパや加入光ファイバの接続料が上がる傾向にあるのか下がる傾向にあるのか、気になるところであり、質問させていただきます。

私がまず理解したところでは、乖離額調整は別にして、接続料が上がるか下がるかの大きな要因としては、需要が増えているか減っているかという点と、今回はコスト要因として、償却方法が変わったので下がるということ点の影響が大きいとい理解しました。一応、感度分析という観点で料金変化を全体的に見ると、8割、9割は今言ったことではほとんど説明できますということなのか。とすれば、

定額法でこれから償却がなされることになったので、あとはトラヒックの動きでほとんど接続料が決まっていくというふうに予想できるのか。ドライカッパもそうですけれども、今後は償却済みの設備が増えてくるのか、あるいは、維持費が増加するのか、ほかの要因、トラヒックと償却が変わったこと以外の要因は大きくないと思ったほうがいいのか、それぞれ個別の理由として考慮すべき要因がありそうなのかが1つ目の質問です。

あともう一つは、平成27年でドライカッパが大きく上がって、光が大きく下がっていますが、私も覚えていないので、何があってこういう大きな変化が起こったのかその要因を教えてください。

○新美部会長 2点にわたってお答えいただけますか。

○藤野料金サービス課長 後から申し上げますと、平成27年度あたりの動向、これは費用配分の見直しとか、当時、ドライカッパがあまりに急激に上がらないか結構心配された経緯があって、それで光ファイバのほうにコストを寄せた部分があったことは事実でございます。あと最も重要なのは今後のトレンドはどうか、最初のご質問をいただいたところだと思いますけれども、アクセス回線が需要減によって減っていくことによる影響、つまり値上げの影響というのは今後もあって、これからインパクトがあるのではないかと思われます。また、償却方法の変更がトレンドに与える影響は一過性のものなので、これで何かまた下がるようのが出てくるということではないと思います。下がる要因としては、全体の需要減を打ち消すようなものではございませんが、昨年の暮れにNTT東日本・西日本において、メタル回線の有姿除却、要するに、メタル回線について不要な財産がそれなりにありましたということで、これを除却扱いにするということをやってございまして、両者を合わせて、規模的には1,250億円であると。これは平成29年12月末に行いましたので、平成29年度会計の影響としては、平成29年度の第4四半期への影響となるものでございまして、平成30年度以降はフルに影響してくるのだと思いますが、一番直近では、平成29年度の接続会計を使って算定される接続料は平成31年度のものとなることが見込まれますので、その影響はあるとは思います。ただ、先ほど申し上げましたような需要減による影響を打ち消すものではないというような感じになるのではないかと思います。

○新美部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかにご質問、ご意見がございましたら、お願ひします。

よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問された内容を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告して、広く意見募集を行うことといたします。意見招請は従来どおり2回実施することにいたしまして、1回目の意見募集期間は3月24日から4月13日までといたします。その後2回目の意見招請を行ってから、接続委員会において調査・検討をいただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新美部会長 ありがとうございます。

では、その旨、決定させていただきます。どうもありがとうございます。

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定について【諮問第3102号】

○新美部会長 それでは、続きまして諮問第3102号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定について、総務省からお願ひいたします。

○藤野料金サービス課長 本日は、何度もすみません。藤野でございます。資料85-4をご覧いただきたいと思います。NTT東日本・西日本について、プライスキャップのルールがございます。そのキャップについて設定しようということで、諮問を差し上げるものでございます。

まず、制度の概要からご紹介させていただきたいと思います。この資料、通じて9ページからご覧いただきたいと思います。こちらに電気通信役務のいろいろな種類を書いてございますが、一番下の特定電気通信役務としているものをご覧いただきたいと思います。利用者の利益に及ぼす影響が大きい、あまり値上げをしてもらっては困るという役務ですけれども、具体的には加入電話、ISDN、公衆電話といったものについてプライスキャップのルールが適用されているということをございます。

プライスキャップのルールについて、次のページをご覧いただきたいと思います。特定電気通信役務、具体的な内容として真ん中に表で書いてございます。バスケットとして音声伝送、これは加入電話と I S D N の市内、県内市外通話料、それから公衆電話の通話料、番号案内料を含んでいます。こういったものについて1つキャップをかけることになっています。さらに加入者回線サブバスケットと呼ばれているものですけれども、アクセス回線の料金です。具体的には基本料でございますけれども、施設設置負担金もここに含まれています。このバスケットについてのキャップをそれぞれ設けているということでございます。

では、そのキャップをどのように決めているかということですが、次の11ページをご覧いただきたいと思います。基準料金指数となりまして、これは毎年設定するわけですけれども、前の期間の基準料金指数掛ける1プラス消費者物価指数（C P I）変動率、マイナスX値と決まってございます。このほかに税金が上がったというようなこと、法人税の税率が上がったとかいったときには外生的要因としてここでプラス材料になります。ご覧いただくとわかりますように、前の適用期間の料金指数はもうわかっているわけです。C P I というのも出てくるわけです。わからないのがX値です。このX値を3年ごとに見直して設定するということで行っておりまして、今般、3年ごとの見直しを行いまして、それによって平成30年10月から31年9月までに適用される新しい基準料金指数を設定しようということでお諮りするものでございます。

このX値をどうやって出すのかということですが、結論だけ申し上げますと同じ11ページの一番下のところに式を書いています。X値イコール1プラス消費者物価指数変動率、これは見込み値、予測値としての消費者物価指数変動率、マイナスで、これは3年間ごとについて見ますので、3乗根していく、括弧内が費用の予測値、プラス適正報酬額の予測値、プラス利益対応税額で、これをくくったものを収入の予測値で割るという形になってございます。

収入費用等はどうやって見ていくのかということでございますけれども、総務省で研究会を開催いたしまして、その中で検討された結果を受けた形で今回やっていますが、16ページをご覧いただきたいと思います。収入と費用の予測については、N T T 東日本・西日本で2パターンのシナリオによって、まずこれをつくっていただきます。具体的に申し上げますと、ページの上に書いてございます

が、パターンA、パターンBとありますが、パターンAは電話の需要等が光IP電話や携帯電話、あるいは別のアプリケーションサービスに移っていくというのが、今後、縮小していくだろうという楽観シナリオで見た場合。それから、これがどんどん移っていくような悲観シナリオ、パターンBがございます。これによつて、収入予測、費用予測を出していただいていますけれども、結論から申しますと、過去3年間のトレンドとこのシナリオがどのように適合しているかと見ますと、パターンAが過去3年間の動きをよく説明できている、適合しているということで、パターンAを採用して、今回の検討を行つてございます。

これ自体はNTT自身の予測ですけれども、さらに効率化できる余地があるんじゃないいかということで見ているのが次の分析でございます。17ページをご覧いただきますと、いろいろな参考値的なものをしていますが、使っているもので申し上げますと、③の包絡分析法、DEA分析と呼ばれているのですけれども、これを使ってございます。これは何かと申しますと、NTTの支店間で仮想的に競争をやるんです。これは何かというと、右側にグラフがありますが、投入と産出でこのようにグラフを展開させた場合、投入というのは人件費や償却費、どのような費用を投入しているかです。これに対してどういう収入が上がつてゐるかが産出、これでプロットいたしまして、NTT東日本・西日本で支店が12あるんですけども、12の支店の中で一番効率的だったところの値を見ようということです。これを見ると、グラフで言うと支店bが一番効率がよくなつたところですけれども、みんなが支店bのようにやれば、もっと7.9%ぐらいうまくやれたよねということで、非効率性を7.9%と見ますという分析を行つてございます。

次のページをご覧いただきたいのですが、18ページです。ほかのファクターですけれども、適正報酬額・利益対応税の見込みがありますということで、これが上です。それから下、CPIの変動率の予測でございますけれども、3年間の値を使つていますが、まず、平成29年の実績値が出ていて、これを使つます。それから30年度の予測値、31年度の予測値はそれぞれ政府の予測、日銀の予測、日本経済研究センターの予測を使って、平均化して用いてございます。

こういったものを使って、次の19ページでございますけれども、先ほど支店間で仮想的な競争をやつているというのをご覧いただきましたが、DEA分析の

結果で出た非効率性、これを全部解消するぐらい頑張るとX値はどうなるかというのを計算して、結論的には0.2%という値が出ているということでございます。これを使ってやると、一番下のところ基準料金指数、現行の値に対して平成30年10月以降はこうなりますということで表に書いてございます。現行は音声伝送バスケットが94.1となるのですが94.4、加入者回線サブバスケット101.6に対して101.9。これだけ言うと、どれほどのものか見えにくいので、グラフでご覧いただこうと思います。

20ページをご覧いただきたいと思います。これは西暦2000年、平成12年からプライスキャップのルールを適用した以降の動きで、青い線がキャップです。それから、赤あるいは緑がNTT東日本・西日本それぞれの実際の料金による指数です。最初はもうちょっとキャップが高かったんです。NTTの料金も2000年を100とすると、キャップが下がるに従ってこれを下げなくてはいけないという状況があったのですが、平成17年で基本料を下げて、もっと大きな施設設置負担金を半分にしたというのがございまして、ここでNTTの実際料金指数が下がっています。その後、トラヒック減で通話料分が減りました。基本料の比率が上がったとかいうのがあって、若干上がっていますが、こういった状況でずっと推移してございます。

現在のキャップというのは、上をご覧いただきますと、平成27年のところから94.8、94.6、94.1となっています。94.8、これはアベノミクスの影響で上がった分もあるのですが、その後こうやって推移しているということで、現行の94.1に対して、次の基準料金指数は94.4ということで、ほぼ前回並みというふうな値で今回はご質問しているものでございます。

これは音声伝送バスケット全体でございますが、加入者回線部分だけのものが次のページ、21ページでございます。こちらはX値をCPIと相殺させるというようなやり方をとった期間が長かったのですが、平成24年10月以降は、実際にX値を計算していただいたものを使っておりまして、ここでもアベノミクスの影響で最初は若干上がっていますが、102、101ぐらいで推移している。今回は新しいX値を使うと101.9で設定されることになるかということでございます。

そういった形で今回ご質問するのが、新しい基準料金指数でございますが、今

回ご質問させていただいておりますけれども、今後の手続的に申し上げますと、ご答申をいただけたら、その後はおそらく6月ぐらいになるかと思いますが、消費者委員会、あるいは物価関係閣僚会議にお諮りいたしまして、最終的にその後NTT東日本・西日本に、この指数でやってくださいと通知を申し上げるという手続になるということでございます。

説明が長くなりましたが、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○新美部会長 ご説明ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、コメントあるいはご質問がございましたら、よろしくお願ひします。
佐藤さん、お願いします。

○佐藤委員 2つ質問があって、1つ目は今の20ページのグラフになります。初めて見て、まだ理解ができていないので、確認という意味での質問になります。例えば東日本と西日本の実際料金の指数を見ると、西日本のほうが高く推移しています。バスケットになってインデックスをつくっているから、多分、価格と量の加重平均でインデックスがつくられていると思います。あとは基本料等も含めてバスケットに何が入っているかということです。例えば基本料だと同じ値段だけれども田舎が多い会社のほうが低めに出るとか、市内料金や県内料金は一緒だけれども、市内よりも県外にかける人が多いとインデックスとしては上がってしまうんだとか、東京は例えば市内で、すごく近いところに電話をかけている人が多いからインデックスが低い等、グラフを見ながら何かそういうことを考えていたんですけども、そういう理解でよろしいのか核にさせて下さい。

2点目は、最後の今後の課題の中に、マイグレが起こっていく中で、このプライスキャップの規制はどうなりますかということが、将来に対する課題として挙げられていて、私もIP化が進む、ユーザー料金、電話料金はどんどん下がっていくと思っているので、本当にそういうネットワークのトレンドが下がっているのに、ユーザー料金が今そのままあまり変わらないと、コストが下がっていくメリットを消費者に速やかに返していないということになる。今の古いネットワークで考えていたプライスキャップ規制が、IP化が進展したときのユーザー料金に適用できるのかという疑問があります。これは今すぐではないのですが、大きな課題だと思っていますというのがコメントになります。

○新美部会長 よろしくお願ひします。

○藤野料金サービス課長 東日本と西日本でこういう違いが出てくるなというごとについて、料金はほとんど一緒だということだと思いますけれども、おっしゃるように、これは加重平均的にバスケットにいたしますので、端的に言うと、通話料分が低いと、基本料分の比率は上がってしまうことがありますので、トラヒックが少ないと実際の料金指數的には上がるような形になるかと思います。バスケットのつくり方として、そういったところでも差が出てくるかと。それから、プライスキャップの範囲を含めた料金規制のあり方でございます。プライスキャップは先生よくご案内かと思いますけれども、基本的に値上げをしにくいようになるルールです。キャップをつけておいて、端的に言うと CPI 分ぐらいはある程度上がっていますが、その分、効率化したらもうちょっと下げられるだろうという余地が出てくるということで、キャップを超えるような料金値上げをやるときには、これが認可の対象になってしまいます。そうでない場合には、いや、できるというものでありますけれども、こういうプライスキャップの対象になっている部分、基本料とか公衆電話、番号案内というのはかつて料金値上げでどうしようかというので、審議会でもご審議、ご議論を色々あったところでした。それについてキャップをつけたというのが今のルールだと思いますけれども、そういったものが今後も必要なのか、あるいは IP の領域でもあるんだろうかということは、まさにこれから速やかに議論していかなくてはいけないと思います。

基本方向としては、あまり必要でないルールをいろいろつくっていく必要はないと思っていますので、できれば競争環境の中でうまい最適なところに行くのが一番理想で、そうでないところがどうしてもある場合には、こういったものを維持していくというような考え方でいくのかなと思っています。

○新美部会長 よろしいですか。

○佐藤委員 コメントでまた返してすみませんけれども、ユーザー料金は将来的にはどんどん安くなるから最終的にはあまり厳格に規制しなくとも済むような時代に入っていくんだろうと思っています。ただ、そういう変化というか、ネットワークが進化し、本当に接続料も低廉化し、競争が成り立っている中で低いユーザー料金が実現されているのであれば、多分、ユーザー料金は規制しないで自由にしたほうがいいと思うのですが、IP 化等でコストが下がるけれど、競争が機能していないようなことがあれば、何らかの処置（競争を機能させるための規制ある

いはユーザーを高い料金から守る規制)が必要だと思っているということです。

○新美部会長 ありがとうございます。今後の方針というか、方向を見る上では貴重なご意見だと思います。ほかにありますか。

山下さん。

○山下委員 20ページ、21ページのグラフがいいかと思いますが、先ほど平成27年10月からの値上げ、アベノミクスの影響というお話だったのですが、この間に消費税が上がったので、機械的にプライスキャップのキャップ分が3%近く上がったと考えるのかなと思いますが、実際の料金指数はその間もう上がるどころか低下傾向といいますか。上がらないのはいいことではありますが、NTT東西さんも努力されたと思いますが、そういうことであると消費税の値上げと言いますか、税率を上げる影響というのはこの事業コストにあまり影響が及ばなかったと言うのでしょうか。それとも利益を圧縮して料金を抑えたというのか、どのように理解すればいいのかを教えていただければと思います。

○新美部会長 よろしくお願ひします。

○藤野料金サービス課長 税率の変更に関しましては、基準料金指数の算定に当たって用いられるCPIにそこの分は入っています。その分、キャップをプラスにしてしまいますので、場合によっては外生的要因として除くといった処理になります。そういう意味で、料金への今後の変動をNTTで考えれば影響は相殺されるような形になります。

○新美部会長 よろしいでしょうか。

○山下委員 はい。

○新美部会長 ほかにご質問、ご意見はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問された内容を本日、部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告いたしまして、広く意見募集を行うこといたします。また、意見募集で提出された意見を踏まえまして、基本料等委員会において調査・研究を行うこととしたいと思います。本件に関する意見招請は、3月24日から4月23日までといたしますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新美部会長 ありがとうございます。その旨、決定することといたします。

(3) 報告事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の基礎的電気通信役務に係る効率化のための具体的方策について

○新美部会長 それでは、続きまして報告事項に移りたいと思います。議事次第にございますように、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の基礎的電気通信役務に係る効率化のための具体的方策について、総務省から説明をよろしくお願ひいたします。

○藤野料金サービス課長 藤野でございます。資料85-5でご報告させていただきたいと思います。

表紙をめくっていただきまして概要でございますが、本件はユニバーサルサービスの交付金・負担金の制度を稼働した際に、そういうたつ交付金を交付することに対して、NTT東日本・西日本の場合においても経営効率化が求められるのではないかということで、毎年ご報告いただくようになっているものでございます。

今般、具体的には30年度の計画で、本年3月1日にご報告をいただいてございます。ご覧いただきますと、まず1ページ、真ん中の表でございますけれども、30年度の計画も前年度と同様に7%の効率化を図っていくということでご報告をいただいてございます。具体的な内容でございますけれども、その下の表をご覧いただきますと、人員数の削減を図っていくということで、NTT東日本、2.7万人から2.7万人で減っていないように見えますけれども、[REDACTED]ぐらい減らしていくということでございます。それから、西日本においても[REDACTED]ぐらい減らしていくというご報告をいただいてございます。

業務の集約というのが次の欄でございますけれども、NTT東日本においては拠点数の減、116の業務です。その拠点数を減らしていく。それから西日本においては、料金業務において拠点数を集約していくということで、計画をご報告いただいてございます。

このほかに資産のスリム化ということで、東西とも空きスペースの貸し付けの推進等を書いてございます。ある営業所について、本年の12月から賃貸の住宅

に使っていただくということを東日本では計画してございまして、また西日本様では、あるビルにおいて、この4月からスーパーに入店していただくといった形で、資産の活用・集約等を行っているというふうなことをされてございます。このほかに料金請求についての費用の抑制、それからWeb受け付けを活用して、いろいろな業務を効率化していくことにも取り組むということで、ご報告いただいてございます。

以上、ご報告でございました。

○新美部会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、よろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

それでは、このご報告の件については、以上とさせていただきます。

○藤野料金サービス課長 部会長、すみません。資料に誤記が1点ございます。

○新美部会長 そうですか。よろしくお願ひします。

○藤野料金サービス課長 東日本です。人員数の削減2.7万人、平成29年計画、これは平成30年計画です。失礼いたしました。

○新美部会長 わかりました。ご訂正よろしくお願ひします。西日本、東日本ともですね。

○藤野料金サービス課長 両方とも30となります。

○新美部会長 ありがとうございました。後ほどご訂正をよろしくお願ひします。

(4) 「諮問を要しない軽微な事項について」（平成20年9月30日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号）の一部改正について

○新美部会長 それでは、最後の議題になりますが、当部会決定でございます。「諮問を要しない軽微な事項について」の一部改正について、事務局からご説明をよろしくお願ひします。

○東情報流通常行政局総務課課長補佐 事務局からご説明をさせていただきたいと思います。資料番号85-6になります。

資料の2枚目のページ、「諮問を要しない軽微な事項について」の改正という概略がありますので、こちらから説明させていただきたいと思います。

こちらに記載がありますとおり、電気通信事業法第33条第2項の規定に基づ

く接続約款の変更の認可申請につきましては、同じ電気通信事業法第169条第1項の規定に基づきまして、こちら情郵審の必要的諮問事項となっております。同条のただし書きの規定によりまして、当審議会が認めた軽微な事項につきましては諮問を要しないこととされているところでございます。

先ほど、料金サービス課の説明の中でも言及がございましたが、今般、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、接続約款に新たに記載することになる内容に関する次の2点の変更に関するものを今回、こちらの諮問を要しないことという形で整理させていただきたいと思っております。

こちらの資料の青矢印の下にある赤のところになりますが、ポイントは2つございまして、1つ目につきましては①ネットワーク管理方針に定める通信量に関する基準を緩和する約款変更になります。こちらにつきましては、改正省令において、一部の通信を優先して伝送できるNTT東西のNGNの優先パケット関係の機能に関して、NTT東西がネットワーク管理を行うための方針を約款記載事項とすることとされております。このネットワーク管理方針に定める通信量に関する基準を緩和する約款変更につきまして、あらかじめ軽微な事項として取り扱うという案でございます。

2点目はその下にございますが、②の接続料が設置場所ごとに設置される閥門系ルータ交換機能につきまして、新たな設置場所を追加する約款変更でございます。本日、諮問がございました接続約款の変更案につきましては、IPOE接続の閥門系ルータ交換機能が該当するということになってございます。

こちらにつきましては4ページになるのですが、記載がありますとおり、接続事業者の要望によりまして、NTT東西が平成30年度以降、NGNのIPOE接続に係るゲートウェイルータの設置場所を順次追加する予定でございます。その追加設置されたゲートウェイルータにつきまして、接続料の設定方式がそれまでと変更がない約款変更につきましては、あらかじめ軽微な事項とするという案でございます。

2ページに戻っていただきまして、以上の2点につきまして、今回、参入機会を拡大するため、接続事業者の要望により柔軟に行われることが想定されるとともに、接続料や接続条件の考え方にも変更を伴うものではないということから、あらかじめ軽微な事項として今回設定させていただきたいと考えております。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○新美部会長 ご説明ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に関しまして、ご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願ひいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特にご意見がございませんようですので、本件につきましては案のとおり、当審議会の諮問を要しない軽微な事項としたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新美部会長 ありがとうございます。その旨、決定することといたします。

閉　　会

○新美部会長 以上で本日の審議は終了いたしました。

この機会で皆様から何かご意見等がございましたら、よろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何かございましたら、よろしくお願ひします。

○東情報流通常行政局総務課課長補佐 事務局からご連絡させていただきます。次回の電気通信事業部会の日程でございますが、次回は4月20日金曜日の開催を予定しております。詳細につきましては、また別途ご連絡を差し上げますので、どうかよろしくお願ひいたします。

以上です。

○新美部会長 それでは、以上で本日の会議を終了いたします。ご審議、ありがとうございました。

閉　　会